

磯子区町名別刑法犯認知件数等一覧

磯子区連合町内会長会資料
令和7年7月17日
磯子警察署 生活安全課

令和7年6月末現在

暫定値		令和7年6月末現在																		
町名	刑法犯認知件数	全刑法犯	凶悪犯	粗暴犯	特殊詐欺	オレオレ詐欺	キャッシュカード詐欺	窃盗犯	空き巣	ひったくり	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	部品ねらい	万引き	その他	知能犯	ロマンス詐欺	その他	その他
区内全域	令和7年	325	3	22	30	26	4	211	7		17	66	6	17	38	60	17	1	16	42
	令和6年	264	2	26	19	15	4	154			6	49	13	7	33	46	21		21	42
	増減	61	2	-4	11	11		57	7		11	17	-7	10	5	14	-4	1	-5	
磯子	令和7年	45	2		3	3		26				8	2	4	5	7	3		3	11
	令和6年	34		4	6	4	2	17			2	5			6	4	3		3	4
	増減	11		-4	-3	-1	-2	9			-2	3	2	4	-1	3				7
磯子台	令和7年	0																		
	令和6年	2		1													1		1	
	増減	-2		-1													-1		-1	
鳳町	令和7年	0																		
	令和6年	0																		
	増減	0																		
岡村	令和7年	25		2	7	7		16	1			4	2	2	2	5				
	令和6年	22		1	1	1		15			1	4	3		2	5			2	3
	増減	3		1	6	6		1	1		-1		-1	2					-2	-3
上町	令和7年	0																		
	令和6年	1						1			1									
	増減	-1						-1			-1									
上中里町	令和7年	16						13			5	4		2		2				3
	令和6年	4						1					1							3
	増減	12						12			5	4	-1	2		2				
栗木	令和7年	3			2	1	1	1				1								
	令和6年	3						3					1			2				
	増減	0			2	1	1	-2				1	-1			-2				
坂下町	令和7年	3			1	1		2				1				1				
	令和6年	0																		
	増減	3			1	1		2				1				1				
汐見台	令和7年	7		1	2	2		4						1		3				
	令和6年	6			1	1		4								4			1	
	増減	1		1	1	1								1		-1			-1	
下町	令和7年	1						1			1									
	令和6年	2						2				1				1				
	増減	-1						-1				1	-1			-1				
新磯子町	令和7年	2						1								1				1
	令和6年	2		1																
	増減	0		-1	-1			1								1				1
新杉田町	令和7年	10						7			5			1		1				2
	令和6年	5						3			1				1	1				
	増減	5						4			4			1	-1					2
新中原町	令和7年	1															1			1
	令和6年	0																		
	増減	1															1			1
新森町	令和7年	1																		1
	令和6年	0																		
	増減	1																		1
杉田	令和7年	45		6	1	1		32	1		3	10			11	7	2		2	4
	令和6年	47		6	4	3	1	23				5	1	1	8	8	3		3	11
	増減	-2			-3	-2	-1	9	1		3	5	-1	-1	3	-1	-1		-1	-7

磯子区町名別刑法犯認知件数等一覧

令和7年6月末現在

暫定値		令和7年6月末現在																			
町名	刑法犯認知件数	全刑法犯	凶悪犯	粗暴犯	特殊詐欺	オレオレ詐欺	キャッシュカード詐欺	窃盗犯	空き巣	ひったくり	オートバイ盗	自転車盗	車上ねらい	部品ねらい	万引き	その他	知能犯	ロマンス詐欺	その他	その他	
																					令和7年
杉田坪呑	令和7年	5						5				3				2					
	令和6年	0																			
	増減	5						5				3				2					
滝頭	令和7年	15			1	1		10	1		2	2	1	1		3	2			2	2
	令和6年	8		2				5				2	1			2				2	1
	増減	7		-2	1	1		5	1		2			1		1	2			2	1
田中	令和7年	3			1	1		2						2							
	令和6年	2			1	1		1			1										
	増減	1						1			-1			2							
中浜町	令和7年	4						4	2			2									
	令和6年	2						2				2									
	増減	2						2	2												
中原	令和7年	11		2	1		1	6				2				4	1			1	1
	令和6年	17		1	2	2		9				3	2		2	2	2			2	3
	増減	-6		1	-1	-2	1	-3				-1	-2		-2	2	-1			-1	-2
西町	令和7年	7		2				4				3				1	1			1	
	令和6年	5		1				4				1	1			2				1	
	増減	2		1								2	-1			-1	1			1	
原町	令和7年	3			1	1		1			1										1
	令和6年	1		1																	1
	増減	2		-1	1	1		1			1										1
馬場町	令和7年	2		1				1				1									1
	令和6年	1																			1
	増減	1		1				1				1									-1
東町	令和7年	23		1				19				8	1	1	8	1	2			2	1
	令和6年	12		2				7				6			1	1	1			1	2
	増減	11		-1				12				2	1	1	7	1	1			1	-1
久木町	令和7年	4						3				1			1	1					1
	令和6年	4	1	1				1					1				1			1	1
	増減	0	-1	-1				2				1	-1		1	1	-1			-1	1
氷取沢町	令和7年	4						4			2	1				1					
	令和6年	1						1						1							
	増減	3						3			2	1		-1		1					
広地町	令和7年	1						1								1					2
	令和6年	4						1				1					1			1	2
	増減	-3										-1				1	-1			-1	-2
丸山	令和7年	9	1	1	1	1		5			1	2		1		1					1
	令和6年	12		1	2	1	1	8			1	3		2		2	1			1	1
	増減	-3	1		-1		-1	-3				-1		-1		-1	-1			-1	1
峰町	令和7年	1						1								1					
	令和6年	1						1								1					
	増減	0																			
森	令和7年	33		4	3	3		15			1	3			4	7	4	1		3	7
	令和6年	30			1	1		22				9		1	5	7	2			2	5
	増減	3		4	2	2		-7			1	-6		-1	-1		2	1		1	2
森が丘	令和7年	5						4	1					1		2					1
	令和6年	2						1								1					1
	増減	3						3	1					1		1					1
洋光台	令和7年	36		1	6	4	2	23	1		2	4		1	7	8	1			1	5
	令和6年	35		2	1	1		23				7	1	2	8	5	3			3	6
	増減	1		-1	5	3	2		1		2	-3	-1	-1	-1	3	-2			-2	-1



自転車の盗難事件が 発生しています!!



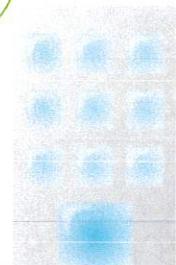
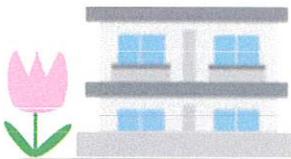
無施錠の自転車が 狙われています!



自宅に停めて
いるとき

買い物して
いるとき

通勤・通学して
いるとき



駐輪場や住宅敷地内でも被害が発生しています



駐輪するときは少しの間でも
鍵をかけましょう!

備え付けの鍵ともう1つ鍵をかける二重ロックを推奨します



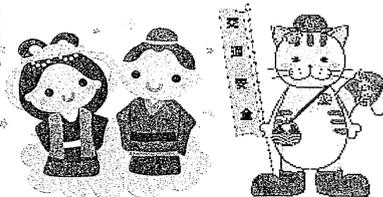
磯子警察署

磯子警察署管内の人身交通事故発生状況

令和7年7月号

1 発生件数

	発生件数	死者数	負傷者
本年累計	124	3	138
前年累計	107	0	120
前年比	+17	+3	+18

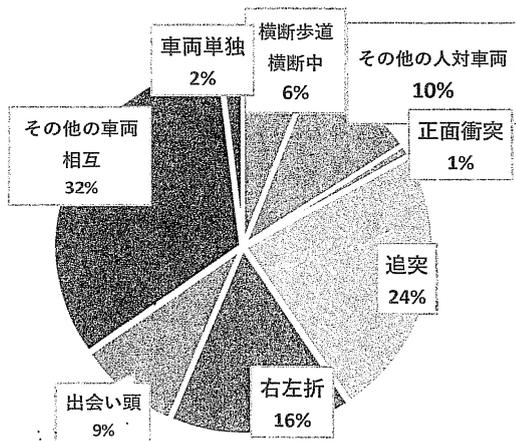


*令和7年6月末現在



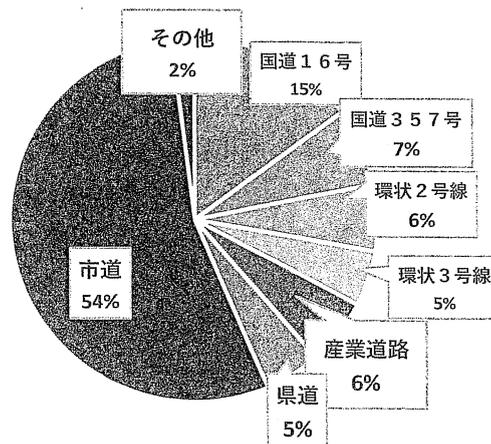
磯子警察署管内の6月中の交通事故の発生は前年比プラスで、神奈川県内でも交通死亡事故件数が全国ワースト2位となっています。自動車や二輪車だけでなく、交通事故が増えています。みんなで交通安全を最優先にし、交通事故を減らしましょう。

2 類型別発生件数



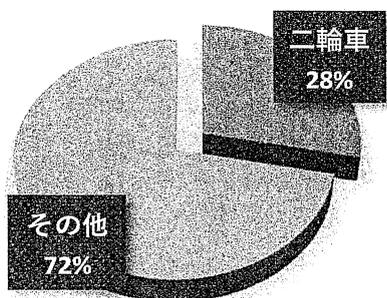
車間距離を保って走行し、自転車や人との事故に注意しましょう。

3 路線別発生件数



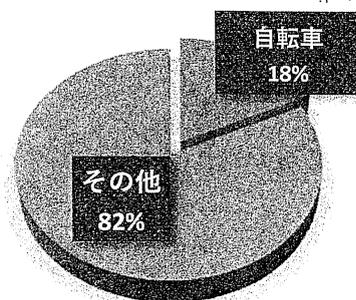
幹線道路では、速度の出しすぎに注意してください。

4 二輪車の事故



※全事故のうち二輪車が含まれる割合

5 自転車の事故



※全事故のうち自転車が含まれる割合

*バイクは正面からだと速度や距離感が分かりづらいので注意して走行しましょう。
*自転車に乗る際は、大人も子供もヘルメットの着用をお願いします。



交通安全

気温が高い日が続いています。体調不良での運転は判断力が低下します。熱中症などに気を付けて、こまめな水分補給と無理のない運転を心掛けてください。



磯子区のみなさんへ

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先

歩道と車道の区別があるところでは車道を通行するのが原則。歩道を通行する場合は歩道の中から車道寄りの部分を通行しなければならない。歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければならない。

- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号機がある交差点では、信号機の表示する信号に従わなければならない。

信号機のない交差点で、一時停止すべきことを示す道路標識等がある場合は、一時停止しなければならない。

また、狭い道から広い道に出るときは、徐行しなければならない。

- 3 夜間はライト点灯

夜間、自転車で道路を走るときは、前照灯及び尾灯（又は反射材）をつけなければならない。

- 4 飲酒運転は禁止

酒気を帯びて自転車を運転してはならない。

- 5 ヘルメットを着用

自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるように努めなければならない。また、児童または幼児に自転車用ヘルメットをかぶらせるように努めなければならない。



知っていますか？ 特定小型原動機付自転車



詳細は、警察庁ウェブサイト特設ページをご覧ください。

令和5年7月1日から、一定の要件を満たす電動キックボード等が**特定小型原動機付自転車**として、新たな交通ルールが適用されることとなりました。

特定小型原動機付自転車に乗る時は、ヘルメットをかぶりましょう！



反射材を活用しよう！

車両からの視認距離 ※目安



ヘッドライト下向き
時速60km



黒っぽい服装
約26m



白っぽい服装
約38m



反射材着用
57m以上



反射材付きエコバッグ
(左側)



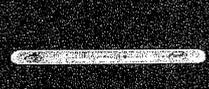
靴用反射材シール



反射材キーホルダー



反射材付き傘



反射材タックルバンド

神奈川県警察

神奈川県警察 交通総務課

磯子警察署マスコットキャラクター



いそにゃん

いそっく

インゴリくん

公式X



スマートチリリンスクール



交通総務課では交通安全等の情報発信をしています！

また、かながわポリスのアプリからスマートチリリンスクールという機能で交通学習することができます。

QRコードを読み取ってアクセスしてみてください！

令和7年中の火災・救急状況

＜令和7年1月1日から令和7年6月30日まで＞

※数値は速報値であり、確定値ではありません。

■ 区内の火災発生状況（6月）

・ 6月17日（火）磯子区磯子台 その他の火災

■ 区内の火災件数等

		令和6年	令和7年	増減
火災件数		9件	20件	11件
種別	建物	8件	9件	1件
	車両	1件	0件	-1件
	その他	0件	11件	11件
焼損床面積		125㎡	37㎡	-88㎡
死者数		1人	0人	-1人
負傷者数		0人	0人	0人

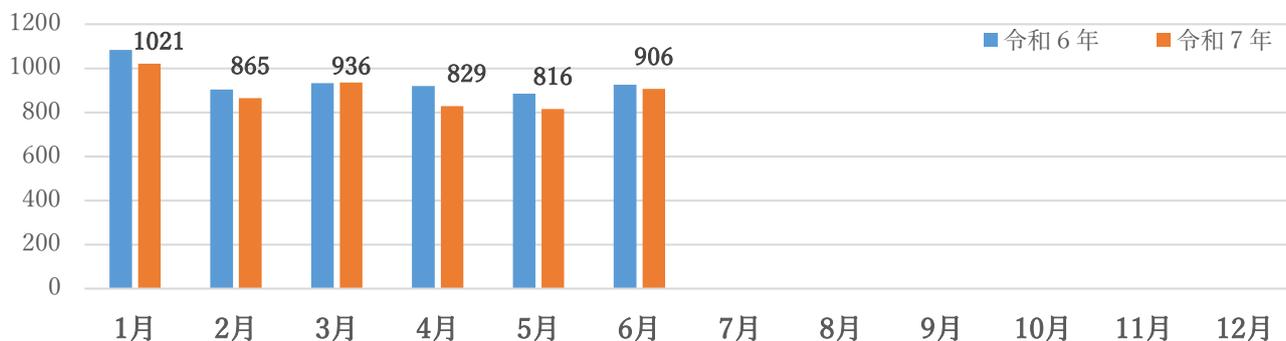
■ 市内の火災件数等

		令和6年	令和7年	増減
火災件数		328件	412件	84件
種別	建物	233件	267件	34件
	車両	30件	25件	-5件
	その他	65件	120件	55件
焼損床面積		3,852㎡	3,264㎡	-588㎡
死者数		17人	14人	-3人
負傷者数		66人	64人	-2人

■ 区内・市内の救急件数

・区内 5,373 件（昨年比 275 件減）・市内 120,415 件（昨年比 2,858 件減）

～区内月別救急件数～



「あんしん救急」にご協力を！

横浜市では、令和6年も救急出場件数が過去最多を記録しました。

また、今年も暑い季節を迎え、熱中症の救急要請が増えています。

地域の皆様におかれましては、引き続き、けがや病気を未然に防ぐ「あんしん救急」の取り組みにご協力をお願いいたします。

ステップ① 元気なうちにしっかり備える！

- ・休日や夜間に受診可能な病院を知る手段を知っておきましょう。
- ・適度な運動や体操をして転倒によるケガを予防しましょう。
- ・自転車乗車時はヘルメットを着装するなど、けが(特に頭部)を予防しましょう。
- ・手洗い、うがいをして、かぜなどの感染症を予防しましょう。
- ・こまめに水分補給をして熱中症を予防しましょう。

ステップ② 困った時はまず相談！

けがや急な病気で救急車を呼ぶか迷ったら、かながわ救急相談センター(#7119)に相談しましょう！

ステップ③ こんな時こそ急いで救急車！

意識がない、大量の出血を伴うケガ、物をのどにつまらせたなど緊急時は119番通報しましょう。

令和7年度版「あんしん救急」冊子を更新しました。ご要望がありましたら、各署所で配布させていただきます。ご不明な点は下記担当までお問合せ下さい。

高齢者
向け



子育て世代
向け



担当

磯子消防署警防課 山崎

磯子消防署総務・予防課 岩永

045-753-0119

自治会町内会長 様

磯子消防署総務・予防課長

スタンドパイプ式初期消火器具取り扱い体験訓練会のお知らせ【周知依頼】

1 事業の趣旨

磯子消防署では、火災が起こった際の初期消火として大変有効であるスタンドパイプ式初期消火器具の取り扱い体験訓練会を開催します。既に初期消火器具設置補助事業を活用いただいた自治会・町内会、現在設置を検討している自治会・町内会についても、本体験訓練会にご参加いただき、地域の防火、防災活動に還元していただきたく、ご案内申し上げます。

2 お願いしたいこと

【地区連長】定例会等で本体験訓練会について周知してください。

【単位会長】定例会等で参加についてご検討いただき、参加人数を報告してください。

3 日時及び場所

(1) 令和 7 年 9 月 7 日（日） 10 時 10 分から 10 時 55 分まで

洋光台ひろば公園（磯子区洋光台四丁目 2）

※ 洋光台連合自治町内会総合防災訓練内で実施

(2) 令和 7 年 11 月 9 日（日） 9 時から 9 時 45 分まで

新杉田公園（磯子区杉田五丁目 32）

(3) 令和 7 年 11 月 15 日（土） 10 時から 11 時 30 分まで

磯子小学校（磯子区久木町 11 番 1 号）

※ 地区を問わず、ご都合の良い日時でご参加可能です。

4 体験概要

震災等で発生した火災を地域の皆様がスタンドパイプ式初期消火器具を活用し、消火栓を開けるところから放水するまでを実施します。

(1) 消火栓操作要領

(2) スタンドパイプ式初期消火器具取扱い

(3) ホース延長

(4) 放水訓練



※ 参加者については、ジャージ等の動きやすい服装、運動靴、軍手でご参加ください。また、自治会等にヘルメットがございましたら、ご持参いただきますようお願いいたします。

※ スタンドパイプ式初期消火器具等の資機材は消防署で準備いたします。

5 お申込みについて

参加を希望される場合、自治会・町内会で参加人数を取りまとめ、申込書にご希望日を必ず記入し、次のとおりお申込みください。※お一人での参加も可能です。

(1) 申込方法

申込書(別紙)を記入し、磯子消防署にFAX、メール、または電話でお申込みください。

(2) 申込期限

令和7年8月29日(金)まで

(3) 申込先

電話/FAX : 045-753-0119

Email : sy-isogo-yobo@city.yokohama.lg.jp

※ 電話、メールでのお申込みは、申込書の内容をお伝えください。

6 その他

初期消火器具を既に設置している自治会・町内会が本体験訓練会に参加した場合は、今年度の初期消火器具取扱い訓練を実施したものといたしますので、積極的に参加をお願いいたします。

7 添付資料

申込書

担当：磯子消防署総務・予防課 予防係 岩永、横手

電話/FAX : 045-753-0119

Email : sy-isogo-yobo@city.yokohama.lg.jp

初期消火器具取り扱い体験訓練会申込書

<input type="checkbox"/>	日時：令和7年9月7日 10時10分から10時55分まで 場所：洋光台ひろば公園
--------------------------	---

<input type="checkbox"/>	日時：令和7年11月9日 9時から9時45分まで 場所：新杉田公園
--------------------------	--------------------------------------

<input type="checkbox"/>	日時：令和7年11月15日 10時から11時30分まで 場所：磯子小学校
--------------------------	---

※ 参加ご希望日に○をしてください。

1. 自治会・町内会名	
2. 参加予定人数	人
3. 連絡担当者及び連絡方法 (代表者)	<p>・基本的には申し込まれた方全員参加可能です。 ・天候等により開催を中止する場合がございます。</p> 氏名 _____ 電話 _____ メール _____
4. 連絡事項	

提出期限：令和7年8月29日（金）まで

申込先：電話/FAX 045-753-0119 Email:sy-isogo-yobo@city.yokohama.lg.jp

※電話、メールでのお申込みは、申込書の内容をお伝えください。

※上記個人情報については、当該事業の目的以外には使用いたしません。

担当：磯子消防署 予防係 岩永・横手 電話：045-753-0119 (FAX 同番号) Mail：sy-isogo-yobo@city.yokohama.lg.jp

GREEN×EXPO 2027 広報チラシの掲示について【掲示依頼】

1 事業の趣旨

GREEN×EXPO 2027 の開催に向けて、市民の皆様と共に機運を高めるため、新しい広報チラシを自治会町内会の掲示板に掲出していただきますようお願いします。

2 お願いしたいこと

【区連長】御承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位自治会町内会あて掲示物を送付します。

掲示について、可能な範囲で御協力をお願いします。

※過去に依頼しました GREEN×EXPO 2027 のチラシが
掲示板に残っている場合は、新しいチラシに貼り替えて
いただきますようお願いします。



(今回依頼)
掲示用 広報チラシ

3 広報チラシの掲示期間等

- ・ 広報チラシの到着後、2か月程度（9月末まで）を目安に掲示をお願いします。
- ・ 掲示期間後も継続して掲示していただける場合は、御協力をお願いいたします。
- ・ 掲示板の空き状況等により、御無理のない範囲で御協力をお願いします。

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課
担当 山本、西堀
電話 045-671-4627 /FAX 045-212-1223
メール da-greenexpo-pr@city.yokohama.lg.jp

山下ふ頭再開発に係る市民意見募集の実施について【情報提供】

1 事業の趣旨

山下ふ頭再開発の新たな事業計画策定に向けて、「答申を踏まえた基本的な方向性」を取りまとめました。ついては、市民の皆様から広くご意見をいただくための市民意見募集を実施していますので周知をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 市民意見募集の概要

(1) 募集期間

令和 7 年 7 月 1 日（火）～ 9 月 9 日（火）

(2) 提出方法

ア インターネット入力フォーム（横浜市電子申請・届出システム）

次の URL または二次元コードからアクセスし、横浜市電子申請・届出システムにお進みください。

【URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/yokohamako/kkihon/keikaku/yamashita/joi/hokoseiiken.html>

【二次元コード】



横浜市ホームページ
市民意見募集

イ 郵送（リーフレット付属のはがき）

(3) リーフレット配架場所（7月中旬から順次配架）

市民情報センター（市庁舎 3 階）、各区役所広報相談係、行政サービスコーナー・図書館等の PR ボックス など

4 その他

広報よこはま 8 月号 はま情報にも掲載予定です。

5 参考資料

市民意見募集案内資料

港湾局山下ふ頭再開発調整課

担当 武、多和田

電話 045-671-7314 /FAX 045-550-4961

メール kw-yamashita@city.yokohama.lg.jp

山下ふ頭再開発「答申を踏まえた基本的な方向性」について 市民の皆様からのご意見を募集します（7/1～9/9）

令和3～5年に実施した市民意見募集、市民意見交換会等の結果や、山下ふ頭再開発検討委員会からの答申を踏まえ、山下ふ頭再開発の基本的な方向性を取りまとめましたので、新たな事業計画策定に向けて、市民の皆様からのご意見を幅広く募集します。

1 市民意見募集

【募集期間】

令和7年7月1日(火)～9月9日(火)

【意見の提出方法】

(1)インターネット入力フォーム(横浜市電子申請・届出システム)

次の URL または二次元コードから、横浜市電子申請・届出システムにお進みください。

【URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/yokohamako/kkihon/keikaku/yamashita/joi/hokoseiiken.html>

【二次元コード】

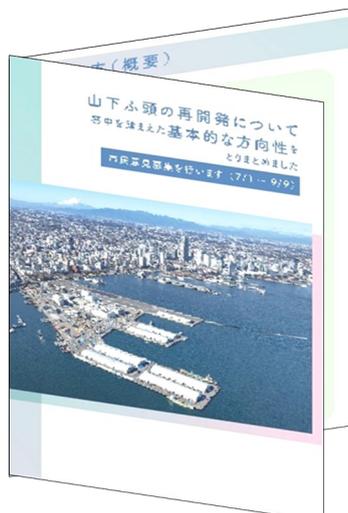


横浜市ホームページ
市民意見募集

(2)郵便 リーフレット付属のはがきをご利用ください。(切手不要・当日消印まで有効)

【リーフレットの配架場所】 7月中旬から順次配架

- (1)市民情報センター(市庁舎3階)
- (2)各区役所 広報相談係
- (3)行政サービスコーナー、図書館等のPRボックス など



(参考) 山下ふ頭 位置図

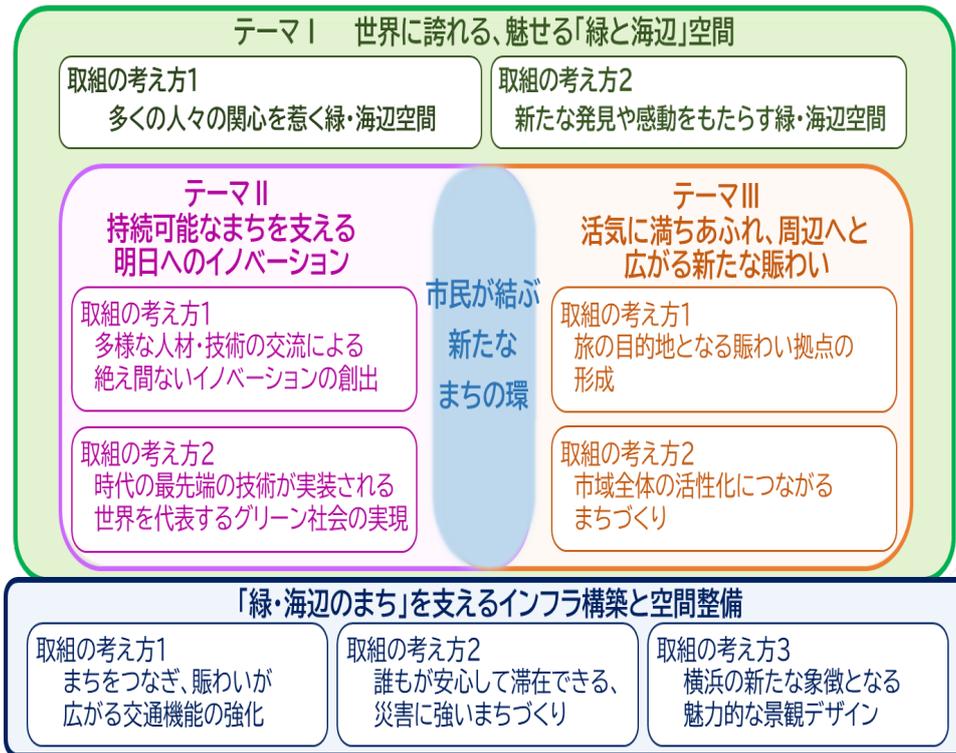


<裏面あり>

2 答申を踏まえた基本的な方向性（概要）

新たなまちの将来像として、3つのテーマと、その土台となるインフラ構築・空間整備の考え方をもとに再開発を推進していきます。

この中で、テーマⅠ「世界に誇れる、魅せる『緑と海辺』空間」は、再開発の最も大きな軸と位置づけており、他のテーマを包含する関係性となっています。また、3つのテーマが重なり合う中心に、「市民が結ぶ新たなまちの環」として、市民の皆様をはじめとする多様な主体が参画できるまちづくりの考え方を示しています。



【新たなまちの将来像】

◆「答申を踏まえた基本的な方向性」は、こちらからご覧いただけます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/yokohamako/kkihon/keikaku/yamashita/joi/hokosei.html>



横浜市ホームページ
「答申を踏まえた基本的な方向性」

3 今後の進め方

2025年7月～ 市民意見を伺う取組
2025年度中 事業計画案
市民意見募集
新たな事業計画
2026年度頃 事業化

市民意見を伺う取組を実施し、議論を積み上げ、より良い事業計画の案を作成していきます。また、作成した事業計画案に対しても、改めて市民の皆様のご意見を伺い、新たな事業計画を策定していきます。

※ 市民意見を踏まえ民間事業者へのヒアリング等も行っています。

山下ふ頭の概要・立地について

概要

山下ふ頭は、横浜ベイブリッジの内側、いわゆる内港地区に位置する一般貨物対応の総面積約47haの埠頭であり、現在は上屋、倉庫、荷さばき地、事務所などが立地し、本牧、南本牧等のコンテナ埠頭を補完する物流機能を担っています。

山下ふ頭の特長

約47haに及ぶ広大な開発空間

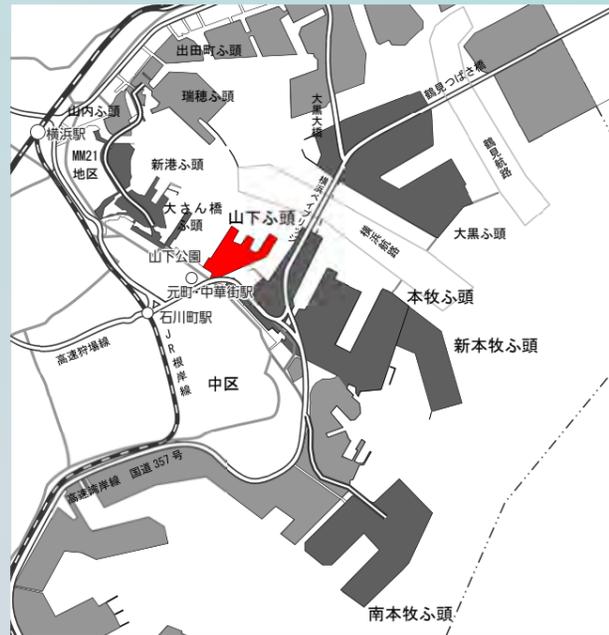
周囲を囲む穏やかな水域

高い交通利便性

横浜港の良好な景観

周辺の観光資源

立地



山下ふ頭の再開発について 答申を踏まえた基本的な方向性を とりまとめました

市民意見募集を行います (7/1 ~ 9/9)



※切り取り線※

郵便はがき

料金受取人払郵便

横浜港局
承認

2264

差出有効期間
令和7年9月
9日まで
(切手不要)

2 3 1 - 8 7 9 0

0 0 5

神奈川県横浜市中区本町
6丁目50番地の10
横浜市港湾局 山下ふ頭再開発調整課 行

※切り取り線※



該当する項目にチェック・記入をお願いします

- 【住 所】 横浜市 区
 横浜市外
- 【年 代】 ~10歳代 20歳代
 30歳代 40歳代
 50歳代 60歳代
 70歳代 80歳代~

ご協力ありがとうございました

横浜市 港湾局
山下ふ頭再開発調整課
令和7年6月作成
TEL : 045-671-7314
FAX : 045-550-4961

答申を踏まえた基本的な方向性の概要

答申を踏まえた基本的な方向性とは

本方向性は、これまで実施した2度にわたる市民意見募集、市民意見交換会等の結果や、横浜市山下ふ頭再開発検討委員会からの答申で示された「目指すべき姿」と「基盤・空間の考え方」をもとに、本市が描く新たなまちの姿をイメージいただけるよう、骨格となる山下ふ頭の将来像として、再開発のテーマと具体的な取組の考え方を取りまとめたものです。

再開発に向けた検討経過と今後の検討の進め方

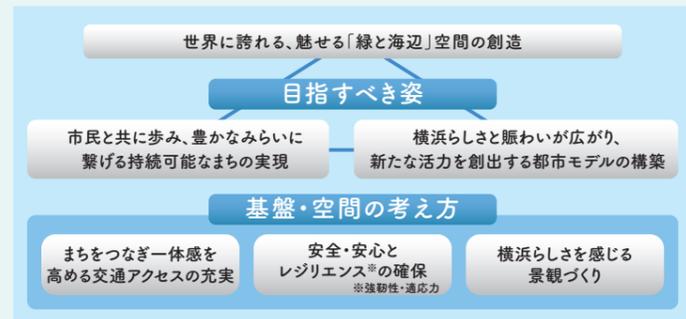
【検討経過】

- 2021年12月～2022年6月 第1回市民意見募集・意見交換会・事業者提案募集
- 2022年11月～2023年2月 第2回市民意見募集・意見交換会・法人提案募集
- 2023年8月～2024年12月 横浜市山下ふ頭再開発検討委員会
- 2024年12月 横浜市山下ふ頭再開発検討委員会からの答申

意見交換会の様子



答申の全体像



今回 2025年6月 答申を踏まえた基本的な方向性

【今後の検討の進め方】

- 2025年7月～ 市民意見を伺う取組
- 2025年度中 事業計画案
- 市民意見募集
- 新たな事業計画
- 2026年度頃 事業化

市民意見を伺う取組を実施し、議論を積み上げ、より良い事業計画の案を作成していきます。また、作成した事業計画案に対しても、改めて市民の皆様のご意見を伺い、新たな事業計画を策定していきます。

※ 市民意見を踏まえ民間事業者へのヒアリング等も行っています。

山下ふ頭の将来像

山下ふ頭再開発は、横浜市山下ふ頭再開発検討委員会からの答申を踏まえ、新たなまちの将来像として、まちづくりの3つのテーマと、その土台となるインフラ構築・空間整備の考え方をもとに推進していきます。

この中で、テーマI「世界に誇れる、魅せる『緑と海辺』空間」は、山下ふ頭再開発の最も大きな軸と位置付けており、他のテーマを包含する関係性となっています。

また、3つのテーマが重なり合う中心に、「市民が結ぶ新たなまちの環」として、市民の皆様をはじめとする多様な主体が参画できるまちづくりの考え方を示しています。

テーマI 世界に誇れる、魅せる「緑と海辺」空間

多くの人々の関心を惹き、新たな発見や感動をもたらす、旅のデスティネーションとなるような、魅せる「緑と海辺」を実現する

テーマII 持続可能なまちを支える明日へのイノベーション

絶え間ないイノベーションの創出や最先端の技術が実装される脱炭素都市など、時代のニーズに応え続ける持続可能なまちを実現する

市民が結ぶ新たなまちの環

多様な主体が参画できるまちづくりを行い、市民一人ひとりのシビックプライドを醸成する

テーマIII 活気に満ちあふれ、周辺へと広がる新たな賑わい

世界から選ばれる象徴的な賑わい創出により、新たな活力と活力が、市域へと波及するまちづくりを実現する

P4・5へ→

「緑・海辺のまち」を支えるインフラ構築と空間整備

利便性・回遊性向上につながる交通機能の強化、頻発する大規模災害等に備えたまちづくり、これからの横浜を代表し、世界に誇る景観デザインの形成など、新たなまちの土台となるインフラ構築や空間整備に取り組む

P6へ→

【新たなまちの将来像】

再開発のテーマと取組の考え方（概要）

テーマⅠ 世界に誇れる、魅せる「緑と海辺」空間



取組の考え方1 多くの人々の関心を惹く緑・海辺空間

- ① 周辺地域と連なる水際線と、都市を包み込む魅力的な緑・海辺空間の創出
- ② 都市と自然が共生した、ここにしかない緑・海辺



取組の考え方2 新たな発見や感動をもたらす緑・海辺空間

- ① 体験・体感による行動変容や新たな交流を生む緑・海辺の創出
- ② ウォーターフロントの空間が織りなす非日常

テーマⅡ 持続可能なまちを支える 明日へのイノベーション



取組の考え方1 多様な人材・技術の 交流による絶え間ない イノベーションの創出

- ① 緑・海辺の環境を生かしたイノベーション拠点の創出
- ② 体験・体感によるイノベーションの循環と発展
- ③ 人材育成によるイノベーション創出のための土壌形成



取組の考え方2 時代の最先端の技術が 実装される世界を代表する グリーン社会の実現

- ① 先導的なグリーン技術が広がる、常に新しいまち
- ② 付加価値を生み出す循環型のまちづくり
- ③ 世界の脱炭素化を先導する効果的なエネルギー利用
- ④ 都市に寄り添う自然の再興

市民が結ぶ 新たなまちの環



豊かな緑・海辺空間における環境保全や交流促進の取組

イノベーションにより生まれた最先端技術の体験・体感

オープンスペースの活用等による賑わいづくりと地域活性化

国内外からの来街者を迎え、もてなす温もりある環境づくり



テーマⅢ 活気に満ちあふれ、周辺へと 広がる新たな賑わい



取組の考え方1 旅の目的地となる 賑わい拠点の形成

- ① 国内外の多くの人々を惹きつけるコンテンツの導入
- ② 多様な手段による誘客促進



取組の考え方2 市域全体の活性化に つながるまちづくり

- ① 市域に広がる魅力と相乗効果を生み出す賑わいの創出
- ② 地域経済の活性化と雇用創出

注) 写真はイメージです

再開発のテーマと取組の考え方（概要）

「緑・海辺のまち」を支えるインフラ構築と空間整備



取組の考え方1

まちをつなぎ、賑わいが広がる交通機能の強化

- ① 新たな交通結節点の形成による広域アクセス機能の確保
- ② 埠頭周辺の交通ネットワーク構築による利便性・回遊性の向上
- ③ 埠頭内の円滑な移動につながる環境整備

出典：iStock.com/ Abel Gonzalez



取組の考え方2

誰もが安心して滞在できる、災害に強いまちづくり

- ① 市域全体の防災力向上につながる拠点形成
- ② 有事に備える空間づくりと体制の構築



取組の考え方3

横浜の新たな象徴となる魅力的な景観デザイン

- ① 世界に魅せる、時代を超えて愛される都市景観の創出
- ② 都心臨海部全体との調和と、個性の発揮のバランス
- ③ 山下ふ頭ならではの景観体験の創造

注) 写真・イラストはイメージです

答申を踏まえた基本的な方向性の閲覧方法・説明動画

市ホームページでの閲覧

URL: <https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/yokohamako/kkihon/keikaku/yamashita/joi/hokosei.html>



説明動画もこちらからご覧いただけます▲

紙面での閲覧

- ・市民情報センター（市庁舎 3階）
- ・各区役所 広報相談係



あなたの意見をお聞かせください

募集期間

令和7年7月1日(火)～9月9日(火)

応募方法

次の方法で、ご意見をお寄せください。

- ① はがき(右のはがきを切り取り、ご使用ください。)
【切手不要 当日消印有効】
- ② インターネット入力フォーム

スマートフォンで回答される方

右の二次元コードからアクセスし、横浜市電子申請・届出システムにお進みください。



PCで回答される方

URL: <https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/yokohamako/kkihon/keikaku/yamashita/joi/hokoseiiken.html>

応募にあたっての注意事項

- 電話や口頭でのご意見の受付や、個別の回答はいたしません。
- いただいたご意見の概要を、後日公表します。
- ご意見に付記いただいた個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」等に基づき適正に管理し、本市民意見募集に関する業務にのみ利用します。

※切り取り線※

ご意見のある項目に☑し、下にご記入ください。

- 山下ふ頭の将来像(全体について)
- 再開発の各テーマと取組の考え方
 - I 緑・海辺 II イノベーション III 賑わい
 - 市民が結ぶ新たなまちの環
 - 交通機能の強化 災害に強いまち 景観
- その他

Form area for providing comments, consisting of several horizontal lines for text entry.

市民の防犯意識に関するアンケートについて【協力依頼】

1 事業の趣旨

横浜市では防犯対策を強化しています。本アンケートは、防犯対策をより実効性のあるものとするため、市民の皆さまのご意見を参考にさせていただくことを目的としています。市民の皆さまの声を通じて、より安全で安心なまちづくりにつなげていきます。ご協力のほどお願いいたします。

2 アンケート対象者

全市民が対象です。

3 お願いしたいこと

【区 連 長】 ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】 単位会長あて資料を送付します。
アンケートの周知・回答に御協力をお願いします。

4 事業の概要

別紙参照（「あなたの声で、もっと安全安心な横浜に！」チラシ）

5 アンケート内容（※概ね5分程度の内容です）

（概要）

- ・本市の治安についての印象
- ・自身で行っている防犯対策
- ・本市防犯活動に求めること
- ・防犯情報の受信方法として求めるもの

6 回答期限

令和7年8月31日（日）

市民局地域防犯支援課

担当 川口、蔦井

電話：045-671-3705／FAX：045-664-0734

電子メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

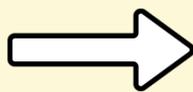
あなたの声で、 もっと安全安心な横浜に！



昨今の犯罪情勢を踏まえ、横浜市では、防犯対策の強化に取り組んでいます。

本アンケートは、防犯対策をより実効性のあるものとするため、市民の皆さまのご意見を参考にさせていただくことを目的としています。

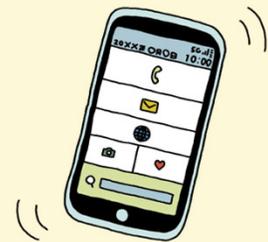
皆さまの声が、より安全で安心なまちづくりにつながります。ぜひご意見をお願いいたします。



防犯意識に関する アンケート回答方法

スマートフォンで下記のQRコードを読み取って
ご回答ください。 所要時間：約 5 分

※匿名での回答になります。



回答期限 令和7年8月31日（日）まで

【注意事項】

- ・いただきましたご意見等については、防犯対策を強化の際の参考とさせていただきますが、個別の回答等はいたしませんのでご了承ください。
- ・いただいたご意見等は公開させていただく可能性がありますので、ご承知おきください。個人情報は公開しません。
- ・ご意見等に付記された年代、住所等の個人情報につきましては適正に管理し、本意見募集に関する業務のみに利用します。
- ・その他個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例に従って適正に取り扱います。

横浜市役所
市民局地域防犯支援課

045-671-3705

(R7.7)

令和 7 年度地域の担い手創出支援事業
「自治会町内会担い手発掘・仲間づくり講座」の
周知及びリーフレットの配布について【ご案内】

1 趣旨

自治会町内会の会長をはじめ、役員の方におかれましては、少子高齢化、人口減少、ライフスタイルが多様化する中、地域活動の維持、発展に向けて日々、工夫されるとともに、アイデアを求められていることと思います。

そこで、今年度から、地域活動における新たな参加者の獲得につながるよう、また、地域のつながりづくりを目的として、自治会町内会の役員の方々を対象とする講座を市内 4 か所で開催することとしました。

当日は、誰もが「一緒に活動したい！」と思う仲間づくりの秘訣や魅力ある企画のヒントを他地域の事例を交えて、紹介させていただきます。

つきましては、参加希望の団体は、各区地域力推進担当まで（電子申請システムの場合は、二次元コードから）お申込みをお願いいたします。

自治会町内会の会長や役員の皆さまをはじめ、お誘い合わせのうえ、ぜひご参加ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いするとともに、参加についてご検討ください。

3 開催概要

- (1) 令和 7 年 9 月 6 日（土）14 時～16 時 【かながわ県民センター】
- (2) 令和 7 年 9 月 11 日（木）14 時～16 時 【ボッシュホール（都筑区民文化センター）】
- (3) 令和 7 年 9 月 17 日（水）14 時～16 時 【保土ヶ谷公会堂】
- (4) 令和 7 年 9 月 30 日（火）10 時～12 時 【横浜市役所 市民協働推進センター スペース A・B】

■当日のプログラム（主な予定）

自治会町内会活動の実践者、NPO等の団体で活躍されている 2 名の講師から、実際に取り組まれた事例を中心にお話いただきます。

- ・講座 1（東京都三鷹市で、町会長として交流の場づくりに取り組んだ実践事例）
- ・講座 2（町会・自治会応援キャラバンを通じた担い手・仲間づくりの事例）

4 申込期限・申込み方法等

■申込期限：令和 7 年 8 月 22 日（金）まで

※応募者多数の場合は抽選で受講者を決定し、ご希望の会場・日時に参加いただけない場合のみ、8 月 29 日（金）までにメールで連絡いたします。

（定員に満たない場合は、引き続き受付）

【裏面あり】

■ 申込み方法

電子申請システムでの申請または
Eメール、電話、FAX、窓口への持参のいずれかでお申込みください。



▲電子申請システム
(お申込みはこちらから)

■ 申込み・問合せ先

各区地域力推進担当

(申込み・問い合わせ先の詳細は、添付のリーフレットをご参照ください)

5 添付資料

リーフレット：「地域の仲間を増やそう ～防災編～」

地域活動を盛り上げる！自治会町内会担い手発掘・仲間づくり講座

※本市ホームページにも掲載します。



▲地域の担い手創出支援事業
ホームページ

市民局地域活動推進課
担当 大内、森
電話 045-671-3624 /FAX 045-664-0734
メール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp

申込期限

令和7年8月22日(金)まで

※応募者多数の場合は抽選で受講者を決定し、ご希望の会場・日時に参加
いただけない場合のみ、8月29日(金)までにメールで連絡いたします。
※定員に満たない場合は、引き続き受付

受講対象者

市内自治会町内会の会長や役員等の皆さま
(自治会町内会で活動している方、地域活動に取り組んでいる方も可)

申込方法

電子申請システムでの申請または下記【申込事項】を記入の上、
Eメール、電話、FAX、窓口への持参のいずれかでお申込みください。

右の二次元コードを読み込んでください▶



🔍 横浜市電子申請システム→手続き一覧(個人)→「自治会町内会担い手発掘・仲間づくり講座」で **検索**

申込事項

- ① 希望する会場・日時
- ② 自治会町内会名
- ③ 役職名
- ④ 参加人数
- ⑤ 名前(漢字)
- ⑥ 名前(ふりがな)
- ⑦ 電話番号
- ⑧ メールアドレス

申込み・お問い合わせ先

磯子区地域振興課地域力推進担当(区役所6階61番窓口)
住所:〒235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1
TEL:045-750-2398 FAX:045-750-2534 メールアドレス:is-chiikiriyoku@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会向け講座～地域の担い手創出支援事業～

申込用紙 FAX:045-750-2534 (磯子区地域振興課地域力推進担当)
FAX・持参の人はこちらの用紙をお使いください。

希望する会場・日時 <small>(いずれか1つにチェックしてください)</small>	<input type="checkbox"/> かながわ県民センター <input type="checkbox"/> ボッシュホール(都筑区民文化センター) <input type="checkbox"/> 保土ヶ谷公会堂 <input type="checkbox"/> 横浜市役所市民協働推進センター	令和7年9月6日(土) 14:00～16:00 令和7年9月11日(木) 14:00～16:00 令和7年9月17日(水) 14:00～16:00 令和7年9月30日(火) 10:00～12:00
自治会町内会名	役職名 <small>(役職のある方全員の役職名をご記入ください)</small>	
参加人数	人	名前 (代表者)
電話番号 (代表者)		メールアドレス (代表者)

※ご記入いただいた個人情報、本事業以外には使用いたしません。

自治会町内会向け講座
～地域の担い手創出支援事業～

自治会町内会の活動者(仲間)を増やしたい
リーダー層・役員層の皆さまへ

地域の仲間を増やそう —防災編—

参加費無料

地域活動を盛り上げる!自治会町内会担い手発掘・仲間づくり講座



もっと多くの仲間と

「地域を盛り上げていきたい!」とお考えの
自治会町内会のリーダーの皆さま、必見!!

防災をテーマに、誰もが「一緒にやりたい!」

と思う仲間づくりの秘訣や

魅力ある企画のヒントを事例から学びましょう。

一緒に活動する
仲間を増やしたい!



日程(令和7年)

時間

会場

1	9月6日(土)	14:00～16:00 (受付13:30～)	かながわ県民センター
2	9月11日(木)	14:00～16:00 (受付13:30～)	ボッシュホール (都筑区民文化センター)
3	9月17日(水)	14:00～16:00 (受付13:30～)	保土ヶ谷公会堂
4	9月30日(火)	10:00～12:00 (受付9:30～)	横浜市役所 市民協働推進センタースペースA・B

※講座内容は、各会場同じです

電子申請システムでの
お申込みはこちらから▶



申込期限は
8月22日(金)
まで

詳細は、
内面をご覧ください!

主催:市民局地域活動推進課 委託先:株式会社イータウン

日時・会場・定員 (各会場定員あり)

講座内容・講師紹介 (予定)

他地域の
事例満載!

事例から学ぶ

地域活動を盛り上げる!自治会町内会担い手発掘・仲間づくり講座

地域活動を盛り上げるために、自治会町内会の担い手発掘・仲間づくりに向けて実践者、中間支援組織で活躍されているお二人の講師から、実際に取り組まれた事例を中心にお話していただきます。

事例1 東京都三鷹市で、町会長として交流の場づくりに取り組んだ実践事例

事例2 町会・自治会応援キャラバンを通じた担い手・仲間づくりの事例
～講師の方に直接質問できる時間も予定しています～

もっと
多くの人に
参加して
もらいたい...

講座で学んだこと、一緒に実践しませんか

自治会町内会の皆さまが抱える運営の悩みに寄り添いながら、担い手・仲間づくりを実践する皆さまの活動をサポートします。ご興味ある方は、会場でスタッフにお問い合わせください。



事例1・「住民同士の交流から防災力向上を進める取組」など



講師
竹上 恭子 氏

三鷹市
井の頭一丁目町会会長

profile

転勤族としての経験から、「新しい土地で自分の居場所をつくる」ことの大切さを実感し、町会で多世代が気軽に集える場づくりや、楽しく学べる防災活動に取り組んできました。「顔の見える関係を作りたい」「やりたい人を応援したい」—そんな思いに共感してくれる人が少しずつ増え、町会が元気になってきています。

事例2・「子育て世代に響く防災企画」など



講師
冨川 万美 氏

NPO法人M-plug理事、
アクティブ防災事業代表

profile

東日本大震災の支援活動を機に M プラグの設立に参加。子育ての当事者が自ら学び、自ら考え、自ら動く「アクティブ防災」を提唱し、防災講座、ファシリテーターの育成を行いながら、「東京防災」監修など、官公庁や自治体の防災対策への協力や、書籍、雑誌などで監修を務める。『全災害対応! 子連れ防災 BOOK』(祥伝社、ママプラグ 著、2019年3月)などを執筆。

1

◎ 令和7年 9月6日 (土)

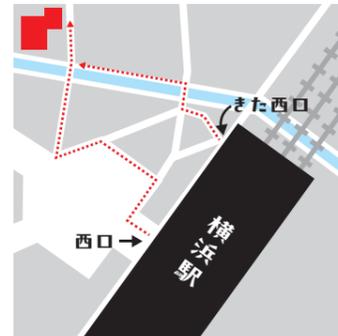
14:00~16:00 (受付 13:30~)

定員
200人

📍 かながわ県民センター

神奈川県鶴屋町2-24-2

(「横浜駅」西口・きた西口から徒歩5分)



2

◎ 令和7年 9月11日 (木)

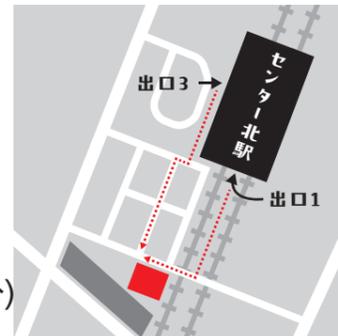
14:00~16:00 (受付 13:30~)

定員
200人

📍 ボッシュホール 都筑区民文化センター

都筑区中川中央1丁目9番33号

(市営地下鉄「センター北駅」出口1、3から徒歩5分)



3

◎ 令和7年 9月17日 (水)

14:00~16:00 (受付 13:30~)

定員
80人

📍 保土ヶ谷公会堂

保土ヶ谷区星川1丁目2-1

(相鉄線「星川駅」北口から徒歩3分)



4

◎ 令和7年 9月30日 (火)

10:00~12:00 (受付 9:30~)

定員
80人

📍 横浜市役所 市民協働推進センター

スペースA・B

中区本町6丁目50-10 横浜市庁舎1F

(みなとみらい線「馬車道駅」1C出入口直結

JR・市営地下鉄「桜木町駅」徒歩3分)



ご留意事項

・会場ごとに定員があります。・講座内容は、各会場同じです。
※講座の様子を撮影し、HPや広報に掲載する場合がありますのでご了承ください。

※講座の内容、講師は予定です。変更になる場合があります。

自治会町内会向け デジタルツール展示・相談会について【ご案内】

1 趣旨

自治会町内会の役員の皆様向けに、活動におけるデジタルツールの活用（回覧板や会費集金等のデジタル化）に関するデジタルツール展示・相談会を開催します。

当日は、デジタル化でできることについて、企業や団体の方にご紹介いただいたり、直接ご相談をさせていただける会となります。

つきましては、参加を希望される団体におかれましては、市民局地域活動推進課までエントリーシートのご提出をお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あてに資料を送付します。参加希望のある団体は、「エントリーシート」でお申込みください。

3 開催概要

(1) 日時 : 令和7年9月21日(日) 10時~16時(入退場自由)

(2) 場所 : 横浜市役所1階アトリウム(横浜市中区本町6-50-10)

(3) 申込 : 電子申請・届出システム又はエントリーシートを記入の上FAX(地域活動推進課あて)にて申込

■エントリーシート提出期限: 令和7年9月15日(月)

※お申込みいただいた、全ての皆様にご参加いただけます。

(4) その他 : 詳細は別添のチラシのとおり

担当: 市民局地域活動推進課

栗田、石栗

電話: 671-3624

FAX: 664-0734

そのお悩み、

『デジタル』で

解決できるかもしれません！

自治会町内会からこんな相談お受けします

・デジタルで活動は楽になるの？

・具体的にどんなものがあるの？

・どうやって選べばいいの？

・お金はかかるの？

電子回覧板として使えるアプリや、会費の集金などを
キャッシュレスで行えるアプリを提供している企業等が出展します。
サービスの紹介をはじめ、導入の相談も直接できます。

当日のタイムテーブル等詳細は裏面をご確認ください。

開催日時・場所

令和7年9月21日(日) 10:00~16:00 ※入退場自由

横浜市役所1階アトリウム

お問合せ・お申込み

横浜市 市民局 地域活動推進課

問合せ:045-671-3624 申込み:裏面の二次元コードまたはFAXにて



《プログラム》

●ステージ

自治会町内会DXの説明
企業・団体によるデジタルツール等の説明

1回目：10:00～11:00

2回目：12:15～13:15

3回目：14:00～15:00

※全3回同じ内容です。

(下記の全ての出展予定事業者からの説明をお聞きいただけます)

●ステージ外

相談会：11:00～16:00

※ブースにより休憩時間を挟む場合があります。

《出展予定事業者》

(株)タウンニュース社

小田急電鉄(株)

大東建託(株)

(株)ワンベルウッズ

(株)ネオジャパン

ウーマンネット(株)

(株)LOCAL JAPAN

PayPay(株)(※調整中)

アニバーサリーコンシェル(株)

(株)シーピーユー

(株)フィールド

三愛電子工業(株)横浜技術センター

(株)ブループリント・システムズ

(株)アイティサーフ

(特非)まちづくりエージェント SIDE BEACH CITY.

(※)出展調整中です。調整結果及びステージのタイムスケジュール(詳細)は
8月頃に下記のHPに掲載します。



各事業者が提供するデジタルツール等のサービスは、自治会町内会DX応援事業【自治会町内会向け】HPに概要が掲載されています。

横浜市 自治会町内会DX応援

検索

申込期限:

令和7年9月15日(月)

申込み先【横浜市 市民局 地域活動推進課】

●電子申請:右側のQRコードから入力 →



●FAX:045-664-0734 → 以下エントリーシートを記入し送付

自治会町内会デジタルツール展示・相談会エントリーシート

◇自治会の所在区と名称、出席人数をお知らせください

※お申込みいただいたすべてのみなさまにご参加いただけます。

区名		区
自治会町内会名		
人数		人

自治会町内会長 様

磯子区地域振興課長

自治会町内会活動デジタル化お助け事業 募集のご案内について【情報提供】

1 事業の趣旨

自治会町内会活動のデジタル化を支援するため、専門的な知識を有するアドバイザーがご指定の会場に出向き、提案や助言を行います。

ご希望にあわせて実施いたしますので、まずはお問い合わせください。

2 お願いしたいこと

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 自治会町内会活動デジタル化お助け事業の募集のご案内（概要）

チラシ・申込書（別添）

（1）申込対象

自治会町内会・地区連合町内会・自治会町内会に所属する団体（子ども会・老人会等）

（2）開催日程・場所

ご希望の日程・場所で実施可能（夜間、土日祝も可）

（3）開催回数・時間

1回あたり2時間まで、複数回のお申込み可（概ね3回まで）

（4）募集期間

令和7年7月17日（木）～令和8年1月16日（金）

（5）申込方法

持参、郵送又はEメールで、申込書をご提出ください。

（6）申込先・問い合わせ先

〒235-0016

磯子区磯子3-5-1

磯子区地域振興課地域活動係 保月・青木

電話：750-2391 Eメール：is-chishin@city.yokohama.lg.jp

（7）その他

磯子区ホームページから、申込書をダウンロードできます。

https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/jichichou/ict.html



自治会町内会活動のデジタル化を支援します！

磯子区自治会町内会デジタル化お助け事業 募集のご案内

【募集期間：令和7年7月17日（木）～令和8年1月16日（金）】

- スマホって何が便利なの？みんなで使い方を習ってみたい！
 - LINEの便利な使い方を教えてほしい！
 - 自治会町内会のホームページを開設したい！
 - 自治会町内会のデジタル化を進めたいけど、何から始めればいいのか？
 - 役員同士の連絡や情報共有をもっとスムーズにしたい！
 - アプリやソフト、いろいろあるけど、素人でも使いやすいものをどれなの？
- など、デジタルに関するお困りごとを専門のアドバイザーが解決しに行きます！



具体的なことは何も決まっていなくても、
デジタルに関心がある・新しいものを活動に取り入れたい
という皆様も大歓迎です！
ご希望に合わせて実施しますのでお問い合わせください。

～概要～

【申込対象】

自治会町内会・地区連合町内会・自治会町内会に所属する団体（子ども会・老人会など）

【開催日程・場所】

ご希望の日程・場所で実施可能（夜間、土日祝も可）

【開催回数・時間】

1回あたり2時間まで、複数回のお申込み可（概ね3回まで）

～申込方法～

持参、郵送又はEメールで申込書をご提出ください。

～申込・問合せ先～

〒235-0016

磯子区磯子3-5-1

磯子区地域振興課地域活動係 保月・青木

電話：750-2391 Eメール：is-chishin@city.yokohama.lg.jp

★申込書はこちらからダウンロードできます。

HP：https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/jichichou/ict.html



磯子区自治会町内会デジタル化お助け事業 参加申込書

団体名 _____

代表者名 _____

担当者名 _____

(代表者と相違する場合のみご記入ください)

連絡先 TEL _____

E-mail _____

※こちらの情報は実施業者に提供させていただきます

1 希望時期

1回目の実施希望時期を記載してください。

※令和7年8月～令和8年3月の期間で記載してください。

※夜間・土日祝も可

※実施日程については、申込後の事業者との調整の結果決定します。

_____ (例：7月後半～)

2 希望場所

実施場所が決まっている場合は記載してください。

※会場の確保は、申請者様で行っていただきますようお願いいたします。

会館を所有していない等、会場が見つからない場合はご相談ください。

会場名 _____

所在地 _____

3 参加予定者

参加予定の方に○をつけてください。

会長 ・ 副会長 ・ 会計担当 ・ 防災担当 ・ その他の役員 ・

一般会員 ・ その他 ()

裏面あり

4 お困りごと



【例】

- ・ デジタル化に興味があるが、進め方が分からないので相談したい。
- ・ 他の自治会がどのように I C Tを活用しているか知りたい。
- ・ 会員向けに、スマートフォンでの写真の撮り方や地図アプリの使い方など、スマホ初心者向け講座を実施したい。
- ・ 役員間のやり取りにLINEを導入したいので、基本的な使い方から教えてほしい。
- ・ 自治会町内会のホームページ新設を検討しており、費用や更新方法を知りたい。また、開設方法を教えてほしい。
- ・ 過去の会議資料を紙媒体で管理しているが、データ化を検討している。方法や今後のデータ活用について相談したい。

アンケート

現在お持ちの I C T機器類について（□にチェックしてください）

- 団体保有のパソコンがある（ 台） / ない
 - 会館にインターネット環境がある / ない
 - 団体のホームページや情報発信ツール（電子回覧板等）がある / ない
- ※ホームページや情報発信ツールの更新頻度
（ 週 回程度 / 月 回程度 / 年 回程度）

自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の活用団体インタビュー公開について【情報提供】

1 趣旨

4月1日から申請受付を開始した「自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金」について、より多くの自治会町内会にご利用をご検討いただくため、昨年度本補助金を利用して会館に省エネ設備等を導入した団体へのインタビューを公開しました。

インタビューでは、「電気使用量が大幅に減った、補助率 2/3 の補助金が導入のきっかけになった」との声がありました。本補助金の申請期限は、9月30日（火）までです。期限内でも、予算上限に達し次第、受付を終了します。

ぜひ、インタビューをご覧ください、補助金の活用についてご検討ください。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 公開先

以下のホームページで公開しています。

URL:<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/datsutanso.html>

横浜市 会館 脱炭素

検索



(市 Web ページ)

補助金の詳細については、上記ページに掲載している

「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください。

申請様式もこちらからダウンロードできます。

4 申請状況（7月4日時点速報値）

86 件、52,765,060 円（予算執行率 約 33%）

※申請期限：9月30日（火）

期限内でも予算上限に達し次第、受付を終了します。申請はお早めをお願いします。

★補助対象などに関するお問合せ・申請窓口	事業実施主体
横浜市住宅供給公社 街づくり事業課 (事務委託先) 電話：045-451-7740 (平日 9:00~17:00) Email:yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp	市民局地域支援部地域活動推進課 担当：佐藤、笹尾 電話：045-671-2317 Email:sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp

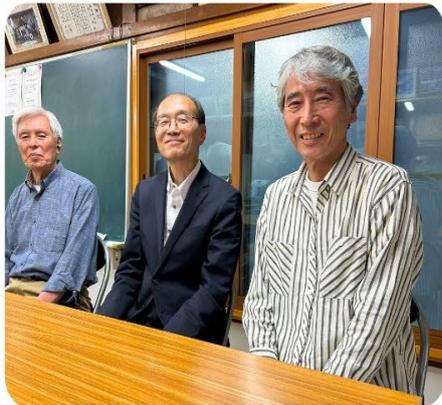
裏面あり



横浜市自治会町内会館
脱炭素化推進事業補助金



活用団体に訊いてみた!



【令和6年度事業実施】
港北区 小机愛宕町内会

横浜市では昨年度に引き続き、会館への省エネ設備導入にかかる費用の**2/3を補助**する「自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金」の申請を受け付けています。

今回は実際に効果があるのか、昨年度補助金を活用し、会館へ「**省エネエアコン**」と「**断熱窓**」を導入された港北区の**小机愛宕町内会**様にインタビューをさせていただきました。

みなさんからいろいろ訊いていくと…

- 電気使用量が前年同月に比べ、**約75%減少!**
- エアコン**の効きが良くなった!
- 断熱性**に加え**防音性**もアップ!

上記などの反応がありました。



気になるインタビューの詳細は
横浜市HPをチェック!



横浜市 会館 脱炭素 検索

横浜市HP『横浜市自治会町内会館
脱炭素化推進事業』

地区連合町内会長 様
自治会町内会長 様

磯子区区政推進課長

「広報よこはま」等の配布謝金支払に係る書類提出について【事務連絡（周知依頼）】

1 事業の趣旨

「広報よこはま」等の配布にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。令和7年度広報配布謝金（上半期分）の支払のため、書類のご提出をお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【地区連長】定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位会長あて書類を8月末ごろに郵送しますので、下記書類のご提出をお願いします。

3 提出書類

9月号（8月末に配送）の配布完了後に、次の書類をご返送ください。

なお、必要な提出書類につきましては、8月末ごろに自治会・町内会長様宛に個別に郵送させていただきます。

(1) 「広報よこはま等 配布報告書」

(2) 「口座振替依頼書」（他の支払い等で今年度すでに提出されている場合は不要です）

【ホームページ】 https://www.city.yokohama.lg.jp/isogo/kusei/koho/koho_isogo/youshiki.html

4 提出期限

令和7年9月12日（金）

5 配布謝金

支払金額は、次の単価に配布部数を乗じた金額になります。

なお、振込時の摘要欄には「コウホウ」と入力してお支払いします。

- | | | |
|---------------|----|-----------|
| (1) 広報よこはま | 9円 | （4月号～9月号） |
| (2) 県のたより | 8円 | （4月号～9月号） |
| (3) ヨコハマ議会だより | 4円 | （5月号と8月号） |

担当：区政推進課広報相談係 青木、小林、倉内

電話：750-2335 FAX：750-2532

Eメール：is-kouhou@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会長 様

磯子区地域振興課長

地域防犯活動物品の提供について（情報提供）

1 事業の趣旨

磯子区では、地域防犯活動の支援策として、従来から、のぼり旗などの防犯活動物品を提供しております。区役所地域振興課までお申し出ください。

2 お願いしたいこと

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 提供物品について（裏面に写真あり）

品目		提供数の上限
のぼり旗	「防犯パトロール実施中」	各 10 枚 (計 20 枚)
	「不審者ちかんに注意」	
	「あいさつ運動」(在庫限り)	
	「特殊詐欺に注意」	
	「空き巣に注意」	
	「車上荒らし多発」	
のぼり旗用ポール ※部品（横棒、キャップ）のみも用意しています。		10 本
ピントエース（のぼり旗の巻き上がり防止器具）		10 個
腕章		10 枚
合図灯（大・小）		10 本
ホイッスル		10 個
帽子		10 個
ベスト		10 枚
LEDベスト（夜間パトロール用）		2 枚
ステッカー		50 枚

※予算や在庫の都合上、より多くの団体のご要望にお応えするため、提供数に上限を設けさせていただきます。

4 受け取り方法

磯子区役所地域振興課（6階61番窓口）にてお渡しします。

（在庫確認や準備のため、事前にご連絡をいただきますようご協力をお願いします。）

担当：磯子区地域振興課（防犯担当）深野、前原
電話：750-2396 FAX：750-2534
E-mail: is-bouhan@city.yokohama.lg.jp

○提供物品（写真）

【のぼり旗（6種類）】

在庫限り!



【ピントエース】

【腕章】

【合図灯 大・小】

【ホイッスル】



【帽子】

【ステッカー】

【LEDベスト】



【ベスト】



「磯子区安全・安心メール (isogo-safety)」のご案内

磯子区では、磯子警察署と連携し、区内で発生した特殊詐欺や空き巣、ひったくりなどの犯罪発生情報やその他防犯に関する情報を携帯電話・パソコンにメールで配信しています！

＜登録方法＞

以下の二次元バーコードにアクセスいただき「読者登録」より、メールアドレスを登録してください。



登録はこちら

※Web ページからも直接登録できます。

磯子区 安全・安心メール 検索

令和7年度 ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業 について【情報提供】

1 事業の趣旨

「ひとり暮らし高齢者等『地域で見守り』推進事業」は、支援が必要な区民に対して担当地区の民生委員が訪問活動等による見守り活動を行う事業です。

今年度は 80 歳以上の対象者に民生委員児童委員協議会、区役所連名で案内文を送付します。

その後、希望された方に対して、民生委員による訪問又は電話連絡を実施します。

自治会・町内会の皆様におかれましては、事業の実施について、ご承知おきいただきますようお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【地区連長】事業の実施について、ご承知おきいただきますようお願いいたします。

【単位会長】事業の実施について、ご承知おきいただきますようお願いいたします。

3 令和7年度事業について

対象者 (798 人)

- ① 本年度に 80 歳になったひとり暮らしの方(昨年度対象だった方は除く)
- ② 磯子区へ転入した 80 歳以上のひとり暮らしの方
- ③ 家族等が亡くなられ、ひとり暮らしとなった 80 歳以上の方
- ④ (汐見台地区のみ) 80 歳以上の高齢者のみで構成される世帯の方



案内文送付先 (未定)

上記対象者のうち、民生委員、行政、地域ケアプラザが現状を把握していない方等に、【民生委員による訪問等】について意向確認の案内文を送付



希望された方に民生委員による訪問等を実施

4 実施スケジュール

- | | |
|--------|-------------------------------|
| 8月末頃予定 | 民生委員児童委員協議会、区役所連名で意向確認の案内文を発送 |
| 9月末 | 意向確認の返信期限 |
| 10月中旬～ | 民生委員による訪問等を実施 |

担当：磯子区福祉保健課運営企画係

保坂、金田

電話 045-750-2411

FAX 045-750-2547

ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業

～あなたの近くの民生委員が見守りします～

横浜市では、区と民生委員が協力し、ひとり暮らしの方等を訪問等の見守り活動を実施しています。

今年度も事業を実施するにあたり、民生委員による訪問等意向の確認をさせていただきますので、ご回答をお願いします。

見守り活動時において、民生委員にご自身の心配事などお気軽にご相談ください。民生委員と区役所、地域ケアプラザ（地域包括支援センター）が、一体となって支援します。

令和7年8月 磯子区民生委員児童委員協議会 会長 屋代 昭治
横浜市磯子区長 高橋 功

■ 本事業の対象となる方

80歳以上のひとり暮らしの方

80歳以上の高齢者のみで構成される世帯の方（汐見台地区のみ）

■ 訪問等時期

令和7年10月中旬から12月までの間に一度お伺いまたは連絡します。

※訪問又は電話連絡にて見守りを行います。

※訪問する場合は訪問前にお電話させていただきます。

■ 訪問又は電話連絡

お住まいの地区を担当している民生委員

※民生委員は身分証明書を携帯しております。

※民生委員は法律に基づき、守秘義務が課せられておりますので、個人情報をお口外することはありません。

■ お願い(重要)

『訪問又は電話連絡を希望する方』、『訪問又は電話連絡を希望されない方』ともに、お手数ですが、9月30日(火)までに、同封の回答用紙のご提出をお願いいたします。

■ その他

・令和7年4月末時点の住民基本台帳のデータを使用してお知らせしておりますので、実際にはひとり暮らしではない方等にもこの通知が届く場合があります。その際にも同封の回答用紙でご連絡いただきますようお願いいたします。（入院・入所をされている方にも届く場合がありますので、その際はご容赦願います）

【この手紙に関するお問い合わせ・ご相談】

磯子区福祉保健課 TEL 045 (750) 2411
FAX 045 (750) 2547

ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業とは

横浜市の事業として、区役所、民生委員、地域ケアプラザ（地域包括支援センター）が連携・協力し、ひとり暮らし高齢者等の皆様のお宅を訪問し、近況や日常生活上の困りごと、緊急連絡先などをお伺いする取組を行っています。

民生委員や地域ケアプラザ（地域包括支援センター）の職員には、法律で守秘義務が課せられておりますので、個人情報をお口外することはありません。

介護保険サービスの利用方法などご相談がある場合は、適切に相談機関へつなぐお手伝いをさせていただきます。

参 考 ～地域の身近な相談先～

民生委員について

民生委員は法律に基づき、地域からの推薦により、厚生労働大臣が委嘱します。高齢者、こども、障害のある方など全ての方が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、相談に応じています。

非常勤の公務員として活動を行いますので、「相談者の秘密を守ること」が義務づけられています。

※民生委員は、身分証明書を携帯しています。

地域ケアプラザ（地域包括支援センター）について

主に高齢者に対して、介護保険をはじめとした医療や福祉・保健に関する相談や支援等を行っています。身近な福祉・保健の拠点としての取組を行う、横浜市が設置する施設です。

保健師又は看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門のスタッフがご相談に応じます。

年末年始及び施設点検日（月1回）を除き、土曜・日曜・祝日も開館しています。

磯子区連合町内会長会資料
令和7年7月17日

自治会町内会長 様

神奈川県共同募金会磯子区支会
支会長 須田 幸雄

共同募金だよりの全戸配布について【協力依頼】

1 事業の主旨

例年共同募金運動が実施されるのに先立ち、9月に各自治会・町内会のご協力を得て「共同募金だより(9月発行)」の全戸配布を実施いただいております。今年度も全戸配布にご協力をお願いいたします。

2 お願いしたいこと

9月に「共同募金だより(磯子だより)」が発行されましたら、全戸配布のご協力をお願いいたします。

また、配布手数料として1部につき2円を、令和8年2月頃に振り込ませていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、ご参考までに昨年度の『共同募金 2024 磯子だより』を添付いたします。

【担当】磯子区社会福祉協議会内 山崎
電話 751-0739
FAX 751-8608
E-mail: info@isoshakyo.com



共同募金 2024 地域版

磯子だより

神奈川県共同募金会
横浜市磯子区支会

〒235-0016
横浜市磯子区磯子3-1-41
磯子センター5階
横浜市磯子区社会福祉協議会内
TEL:045-751-0739
FAX:045-751-8608

昨年、皆さまからお寄せいただいた寄付金です。

令和5年度寄付金総額 **17,515,592円**

赤い羽根募金…10,728,171円 年末たすけあい募金…6,787,421円



温かいご支援ありがとうございました。

寄付金は下記のとおり配分され、地域福祉活動に役立てられました。



赤い羽根募金のつかいみち

配分総額 **10,728,171円**

○区内の障害者グループホーム(2団体)
1,000,000円

(一社)HOPE・セレニティハウス磯子、(福)横浜やまびこの里・ハウスJOY

○区内の在宅福祉サービス実施団体へ(8団体)
1,600,000円

<家事介護>在宅福祉グループ「磯子ねこの手」、(特非)汐見台福祉コミュニティ・ホームサービス部会、(特非)みのりサポート、福祉クラブ生協おひさま

<配食>根岸地区「愛のお弁当」、滝頭・岡村地区「愛のお弁当」、ふれあいランチ

<送迎>ワーカーズコレクティブらら・むーぶ磯子

○社会福祉協議会の事業費へ **5,002,089円**

○県内の社会福祉施設・団体へ **3,126,082円**

年末たすけあい募金のつかいみち

配分総額 **6,787,421円**

○支え合い活動広報 **619,260円**

○地区社会福祉協議会へ **332,000円**

○社会福祉協議会へ **5,836,161円**

社会福祉協議会では共同募金配分金を次のような事業で活用しています。

- ・地区社会福祉協議会への支援
- ・地域福祉活動団体等への助成
(磯子区ふれあい助成金・団体助成金、いそごサロン事業助成金)
- ・地域福祉保健計画の推進
- ・区内社会福祉法人の支援
- ・ホームページ運営
(URL <https://www.isoshakyo.com/>)
- ・福祉情報紙「福祉いそご」の発行
- ・社会福祉大会の開催
- ・その他地域福祉推進のための事業費



皆さまよりいただいた募金の一部が、高齢者や障害のある方の外出のお手伝いの活動や高齢者を対象とした配食サービスで活用されました!

寄付金が配分されるまで

民間福祉団体からの配分申請を受け付けます。

4月中旬～6月末

募金期間中、各方面へ使途計画を公表して、寄付金を募集します。

10月1日～12月末

配分委員会で配分申請事業の内容を審査し、委員18名が分担して施設の実地調査も行います。

11月～翌年2月末

地域の代表・各界の代表で構成されている理事会・評議員会で配分を決定します。

3月中旬

配分決定を受けた福祉団体による、さまざまな福祉活動が展開されます。

4月～



共同募金PR大使
野毛山動物園の
ホンダヌキ「ウタ」

10月1日から赤い羽根共同募金が始まります。
今年も皆さまのご協力をお願いいたします。

令和6年度共同募金運動の全国共通テーマは「つながりをたやさない社会づくり」です。

令和2年から続いたパンデミックは概ね収束を迎え、現在、ポストコロナ社会への転換期にあります。今なおコロナ禍での離職等により経済的に困窮されている方々をはじめ、昨今の物価高騰により日常生活に困難をきたしている方々、さらに近年多発する大規模災害によって避難生活を余儀なくされている方々(注)など、多くの方々への支援が一層求められています。

ことして78回目となる共同募金運動は、引き続き「つながりをたやさない社会づくり」を全国共通テーマに掲げて、神奈川県内の地域福祉の推進とともに、緊急的な対応が求められている社会的課題への支援事業、国内大規模災害時の被災者支援事業にも積極的に取り組んでまいります。

(注) 神奈川県共同募金会では、令和6年元日に発生した「能登半島地震」において、赤い羽根募金のなかから2741万円を石川県に拠出し、被災者支援のための災害ボランティア活動を資金面で支えています。



©YDB



©Y.F.M.



★横浜DeNAベイスターズ
★横浜F・マリノス
ともに赤い羽根共同募金を
応援しています!



共同募金ってなに?

共同募金は、民間が行う寄付金募集として、毎年、厚生労働大臣の告示により実施する「たすけあい」の運動です。

昭和22年、戦後復興の一助となることを目的として始まった共同募金は、現在では皆さまがお住まいの地域の中でさまざまな福祉活動に役立てられています。

皆さまの善意を適正に取り扱うために、寄付金の募集や配分方法などが「社会福祉法」で定められています。



募金なのに、どうして目標額があるの?

地域福祉を進めるために、活動資金をあらかじめ把握して、計画的に募金を行うことが「社会福祉法」で定められています。

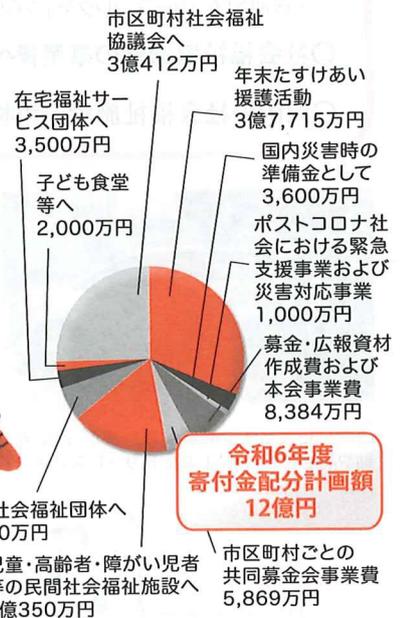
募金は任意ですが、地域福祉を資金面で支えていくためにご協力をお願いします。



共同募金って何に使われるの?

募金の7割は、あなたの町の高齢者や障がい者の家事援助や配食・会食サービス、子育て支援などの草の根的ボランティア活動などに役立てられています。

募金の3割は、児童養護施設の遊具や障がい者施設の福祉車両の整備などへの支援をはじめ、ポストコロナ社会での生活困窮者支援活動や国内大規模災害時の災害ボランティア活動に役立てられています。



税制の特典があります!

- ◎個人の場合は…所得税・住民税は2,000円を超える金額が寄付金控除の対象となります。
※故人の遺産を寄付される場合は、租税特別措置法第70条により「相続税」が非課税となる優遇措置があります。
- ◎法人の場合は…「全額損金」扱いとなります。(詳しくは、本会までお問い合わせください)
- 共同募金の用途は、「はねっと」で公開しています。 <https://www.akaihane.or.jp/hanett>
- 社会福祉法人神奈川県共同募金会では、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日・法律第57号)に基づき、個人情報をご適切に取り扱います。●寄付のご相談・ご照会は、社会福祉法人神奈川県共同募金会までご連絡ください。
〒221-0825 横浜市神奈川区反町3丁目17番2 神奈川県社会福祉センター 6階 電話 045-312-6339

「令和6年度の目標額は
12億円」

赤い羽根共同募金にご協力をお願いします!

【募集期間】10月1日~3月31日(※)

※共同募金運動は厚生労働大臣が定める同期間で実施しますが、県内一部の地域では、従前と同様に10月1日から12月31日までの3カ月間で実施いたします。

じぶんの町を良くするしくみ。
赤い羽根共同募金





磯子センター 磯子地域ケアプラザ

磯子区社会福祉協議会

いそご

ふれあいフェスティバル



2025年

日時

9月28日(日)

10:00~15:00

皆様のお越しをお待ちしています!

場所・問合せ

磯子センター

TEL045-753-2861

磯子区社会福祉協議会

TEL045-751-0739

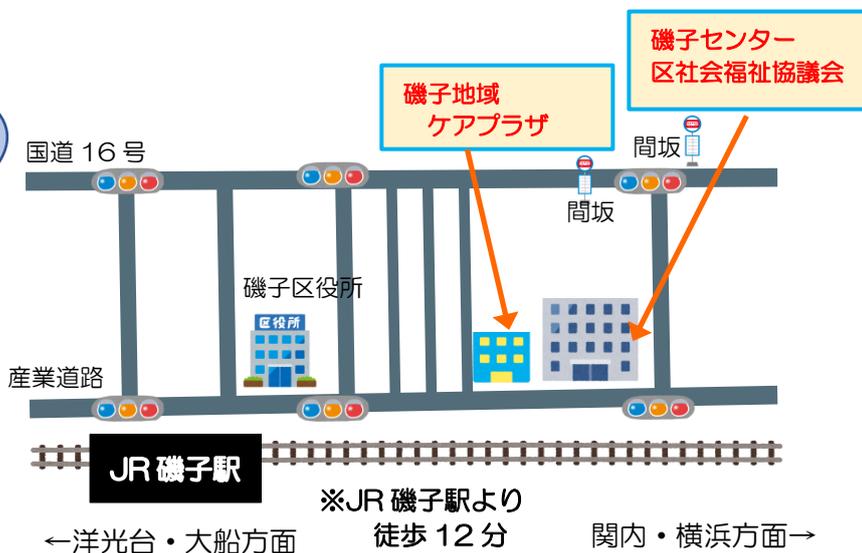
磯子地域ケアプラザ

TEL045-758-0180

いそごまついと同日開催!



駐車場および
自転車置き場は使用
できません。





磯子センター・磯子区社会福祉協議会 会場



磯子センター
体育館

作品展示コーナー

- 書道 ●ペン習字 ●鎌倉彫 ●刺繍
- 木目込み ●墨彩書 ●篆刻 ●編み物
- パッチワーク ●似顔絵 ●絵画
- 写真 ●生け花 ●新聞 ●俳句

ステージ発表

- ダンス ●コーラス
- 演奏 など



ワークショップ

- 三角ポーチ作り
- リボンレイストラップ作り

【販売コーナー】

- あげパン〈フラザ de ごはん〉
- お菓子&手芸小物〈カラフル〉
- 弁当・お菓子・生活雑貨〈らくいくす〉
- パン・クッキー他〈集〉
- クッキー〈つばさ〉など



☆キッチンカー



JA
新鮮野菜

- こだわりのオリジナルコーヒー
- サーモンスープ
- 三種のソーセージ
- バナナミルク
- 無添加のホットドッグ



駐車場
スペース

福祉体験コーナー

- 手話ミニ講座
- 視覚障害者誘導體験
- 発達障害疑似体験
- 災害時トイレ体験
など



磯子センター
4・5階

磯子地域ケアフラザ 会場



うめさん

こどものあそび場

こいそちゃん

フラレール



昔あそび

折り紙



キッズ
プログラミング



おはなし
えぶろん



お絵かき
スペース



磯子地域ケアフラザ

ふれあいスタンプラリー

会場内のいろんなブースを回って、
スタンプを集めよう！
最後に景品がもらえるよ♪



※すべて なくなり次第終了に
なります。

- ★内容は変更になることがあります。
- ★雨天決行荒天中止となります。
(磯子まつりに準じます。)

地区連合町内会長 様
自治会町内会長 様

横浜市水道局配水課長

地下漏水調査の実施について【情報提供】

日頃より横浜市水道事業に御理解と御協力賜り厚くお礼申し上げます。
水道局では、漏水（水漏れ）事故防止の一環として、地下漏水調査を次のとおり実施します。つきましては、会員さまへの情報提供をお願いいたします。

1 概要

- | | |
|-----------|-------------------------|
| (1) 調査名 | 漏水調査作業委託（その1） |
| (2) 調査場所 | 磯子区内全域 |
| (3) 調査会社名 | 水道テクニカルサービス株式会社 |
| (4) 所在地 | 横浜市旭区二俣川1丁目45-45 大高ビル3F |
| (5) 電話番号 | 045-360-9220 |
| (6) 現場責任者 | 佐藤 宏樹 |

2 期間

令和7年9月中旬から令和7年12月中旬までの平日

3 時間

午前8時45分から午後5時15分まで

4 調査方法

道路上における路面音聴調査と、宅地内に立ち入る漏水確認調査を行います。

(1) 路面音聴調査

路面音聴調査とは、道路内に埋設されている水道局の配水管（水道の本管）及びお客さまが所有する給水管を対象に、調査員が漏水探知器を使用して、道路上から漏水音の有無を確認する調査方法です。

(2) 漏水確認調査

漏水確認調査とは、路面音聴調査によって漏水の疑いが確認された場合、お客さまの宅地内で漏水調査機器を用いて漏水箇所を特定する調査方法です。

宅地内を調査する場合には、事前にお客さまの許可を得てから行います。

また、御不在の場合は、改めて御訪問させていただきます。

担当：水道局配水課漏水管理係 櫻井・宮杉
電話：331-1838 FAX：332-1442
E-mail：su-rousui@city.yokohama.lg.jp

横浜市水道局からのお知らせ

地下漏水調査を次のとおり実施します。

調査場所：磯子区内全域

調査期間：令和7年9月上旬から令和7年12月中旬までの平日

調査時間：午前8時45分から午後5時15分まで

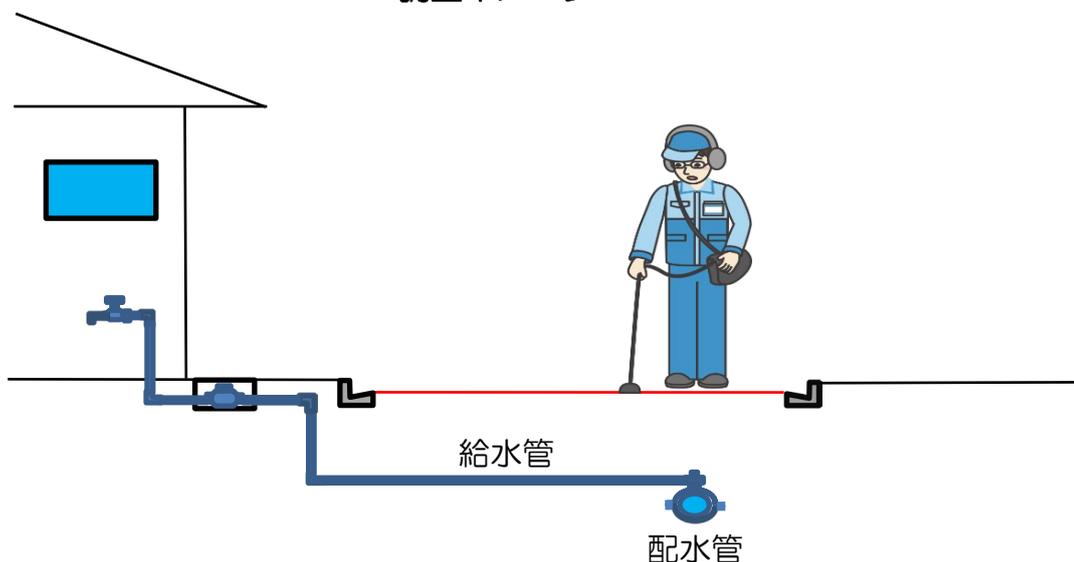
調査費用：無料

*下図のように道路上の調査となります。
漏水の疑いがある場合は、お住まいの方へお声がけさせていただきますが、無い場合はお声がけいたしません。

*委託による調査です。
調査員は水道局が発行した委託調査員証明書を携帯しています。
【裏面参照】

※最近悪質な訪問が横行しています。不審者には十分お気をつけください。

調査イメージ



お問い合わせ先

(平日:午前8時45分から午後5時15分まで)

横浜市水道局配水課漏水管理係 (担当: 櫻井、宮杉)

電話: 045-331-1838

メール: su-rousui@city.yokohama.lg.jp

(夜間・土・日・祝日)

横浜市水道局お客さまサービスセンター

電話: 045-^{はちよんなな}847-6262

*おかけ間違いのないよう御注意ください。

委託事業者について

横浜市水道局が委託した民間事業者が、下記の作業服を着用して調査します。御理解、御協力をお願いいたします。



背中に事業者名を表示



腕章着用



横浜市水道局発行
「委託調査員証明書」
を携帯しています。

調査員の安全確保のため、日中でも「反射ベスト」を着用する場合があります。

- 夕刻時
- 交通量が激しい地域等



委託先

水道テクニカルサービス株式会社

電話： 045-360-9220

現場責任者： さとう ひろき
佐藤 宏樹

携帯電話： 070-1173-5548



知らなかった！が、いっぱい

横浜市衛生研究所 施設公開

横浜の健康とくらしを守る
最前線を見てみませんか？

2025年8月2日（土） 9：30～16：00
（最終受付15：30 入場無料）

アクセス 公共交通機関でお越しください

<電車> シーサイドライン「南部市場駅」下車
3番出口から徒歩1分 ※ 駐車場はありません

お問い合わせ

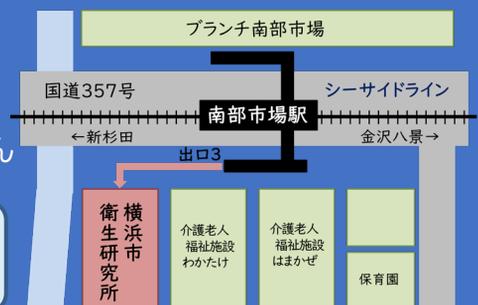
横浜市衛生研究所管理課

TEL：045-370-8460

FAX：045-370-8462



もっと詳しく
知りたい方は
コチラ！



住所：金沢区富岡東2-7-1

パネル展示・体験コーナー

◆食べ物の安全を守ろう！

農薬検査ってどうやるの？

◆家庭用品中の化学物質について知ろう！

◆インクの色を分けてみよう

◆「かゆ〜い！」蚊 「イヤっ〜！」ゴキブリ

◆食品中の異物と有毒植物の紹介

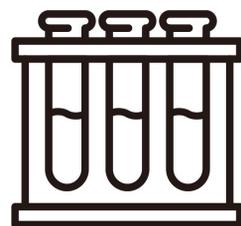
◆カードゲームで感染症を学ぼう

◆手洗いの効果をみてみよう！

当日整理券配布

◆触ってみよう！

ウイルス検査の道具



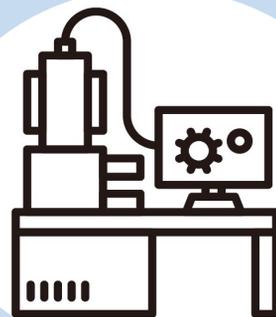
ミニセミナー 11時から

「家庭用品の健康被害防止について」

知らずに使っていませんか？

家庭用品の“見えないリスク”

講師：国立医薬品食品衛生研究所 河上先生



※ 手話通訳をご希望の方は、7月24日（木）までにお申し込みください。

※ 所内は土足禁止のため、靴カバー、スリッパを用意しております。

小さなお子様は歩きやすいよう上履き等をお持ちになることをお勧めします。

通信販売は クーリング・オフできません!

ネット通販で2千円の靴を購入した。サイズが合わなかったのですぐ返品を希望したが、「返品はできない」と言われた。クーリング・オフできないのか。

(相談者：40歳代 男性)

通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。返品については、事業者が決めた特約に従うこととなります。通信販売を利用する際は、事前に返品・交換の可否や条件を必ず確認しましょう。

⚠️ トラブル防止のポイント

- ☑️ 返品可能な場合でも、期限が設けられていることもあるので、届いたらすぐに中身を確認!
- ☑️ 返品特約の表示がない場合は、8日以内(商品到着日を含む)は送料負担で返品可能!



～消費生活教室のお知らせ～

【問合せ先】「消費生活教室」担当電話 045-845-5640

令和7年8月28日(木) 13:30～15:30 「高齢者向け住まいの種類と選び方」

港南公会堂

令和7年9月16日(火) 13:30～15:30 「豊かな老後を楽しむために知っておきたい重要ポイント」 旭公会堂



横浜市消費生活総合センター

検索

相談事例など暮らしに役立つ情報満載!

消費生活相談電話 045-845-6666 (平日 9:00～18:00 土・日 9:00～16:45)